



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月16日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	高松琴平電気鉄道株式会社 高松市栗林町二丁目19番20号																		
大規模小売店舗の名称及び所在地	コトデン瓦町ビル 高松市常磐町一丁目3番地1 外18筆																		
変更	<p>1. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>①駐車場の位置</p> <p>(変更前) 位置 図1-1 周辺見取図(変更前) 参照 (変更後) 位置 図1-2 周辺見取図(変更後) 参照 ※収容台数は502台で変更なし</p> <p>②荷さばき施設の位置</p> <p>(変更前) 位置 図2-1 全体配置図(変更前) 参照 (変更後) 位置 図2-2 全体配置図(変更後) 参照 ※面積は360平方メートルで変更なし</p> <p>2. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 30%;">開店時刻</th> <th style="width: 30%;">閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>その他テナント</td> <td>午前10時</td> <td>午後7時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他未定テナントについては、平成27年10月21日に入店予定です。</p> <p>(変更後)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 30%;">開店時刻</th> <th style="width: 30%;">閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>その他テナント</td> <td>午前10時</td> <td>午後8時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他未定テナントについては、平成27年10月21日に入店予定です。</p>	名称	開店時刻	閉店時刻	ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時	その他テナント	午前10時	午後7時30分	名称	開店時刻	閉店時刻	ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時	その他テナント	午前10時	午後8時
名称	開店時刻	閉店時刻																	
ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時																	
その他テナント	午前10時	午後7時30分																	
名称	開店時刻	閉店時刻																	
ことでんサービス株式会社	午前0時	午後12時																	
その他テナント	午前10時	午後8時																	

<p>しようとする事項</p>	<p>②駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>(変更前) 箇所数 14箇所 位置 図1-1 周辺見取図(変更前) 参照</p> <p>(変更後) 箇所数 10箇所 位置 図1-2 周辺見取図(変更後) 参照</p> <p>③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(変更前)</p> <table border="1" data-bbox="416 658 1358 875"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間帯</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コトデン瓦町ビル荷さばき場</td> <td>7:00～19:30</td> <td>図2-1 全体配置図(変更前) 参照</td> </tr> <tr> <td>コンビニ荷さばき場</td> <td>24時間</td> <td>図2-1 全体配置図(変更前) 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="416 949 1358 1167"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>時間帯</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コトデン瓦町ビル荷さばき場</td> <td>7:00～20:00</td> <td>図2-2 全体配置図(変更後) 参照</td> </tr> <tr> <td>コンビニ荷さばき場</td> <td>24時間</td> <td>図2-2 全体配置図(変更後) 参照</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	時間帯	位置	コトデン瓦町ビル荷さばき場	7:00～19:30	図2-1 全体配置図(変更前) 参照	コンビニ荷さばき場	24時間	図2-1 全体配置図(変更前) 参照	施設名	時間帯	位置	コトデン瓦町ビル荷さばき場	7:00～20:00	図2-2 全体配置図(変更後) 参照	コンビニ荷さばき場	24時間	図2-2 全体配置図(変更後) 参照
施設名	時間帯	位置																	
コトデン瓦町ビル荷さばき場	7:00～19:30	図2-1 全体配置図(変更前) 参照																	
コンビニ荷さばき場	24時間	図2-1 全体配置図(変更前) 参照																	
施設名	時間帯	位置																	
コトデン瓦町ビル荷さばき場	7:00～20:00	図2-2 全体配置図(変更後) 参照																	
コンビニ荷さばき場	24時間	図2-2 全体配置図(変更後) 参照																	
<p>変更年月日</p>	<p>平成27年10月21日</p>																		
<p>変更理由</p>	<p>円滑な施設管理及び来客の利便性向上のため</p>																		

2. 届出年月日

平成27年10月13日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

<p>縦覧場所</p>	<p>香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課</p>
<p>縦覧期間</p>	<p>平成27年10月16日から平成28年2月16日まで</p>

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年2月16日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経

営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ